平成 29 年５月 10 日

各　　位

会 社 名　カ　ネ　ソ　ウ　株　式　会　社
代表者名　代表取締役社長　近藤　健治
（コード番号　5979　名証第 2 部）
問合せ先　専務取締役管理本部長　南川　智之
（TEL. 059 － 377 － 4747）

# 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第１項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議し、また、平成 29 年６月 27 日開催予定の第 40 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、株式併合及び定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．単元株式数の変更

（１）変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月１日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社も名古屋証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

（２）変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

（３）変更予定日

平成 29 年 10 月１日

（参考）ただし、株式売買後の振替手続きとの関係で名古屋証券取引所における売買単位 100 株への変更予定日は、平成 29 年９月 27 日となります。

（４）変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款一部変更は、本株主総会において、下記「２．株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

２．株式併合

（１）併合の目的

上記「１．単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10 株を１株に併合）を実施するものであります。

（２） 併合の内容

① 併合する株式の種類　　普通株式

② 併合の方法・割合　　平成 29 年 10 月１日をもって、平成 29 年９月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 10 株につき１株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

| | |
|---|---|
| 株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年３月 31 日現在） | 14,400,000 株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 12,960,000 株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 1,440,000 株 |

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値であります。

（３） 併合により減少する株主数

平成 29 年３月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりであります。

| | 株主数（割合） | 所有株式数（割合） |
|---|---|---|
| 総株主数 | 658 名（100.0%） | 14,400,000 株（100.00%） |
| 10 株未満 | 38 名（ 5.8%） | 52 株（ 0.00%） |
| 10 株以上 | 620 名（ 94.2%） | 14,399,948 株（100.00%） |

（注）上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が 10 株未満の株主様 38 名は、下記(4)記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

（４） １株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（５） 併合の効力発生日における発行可能株式総数

4,000,000 株（併合前は 40,000,000 株）

なお、会社法第 182 条第２項に基づき、株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月１日）に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記のとおり変更されたものとみなされます。

（６） 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

３． 定款一部変更

（１）定款変更の目的

上記「２．株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第６条の発行可能株式総数を変更するとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款７条を変更するものであります。なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月１日をもって効力を発する旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

（２）定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第６条（発行可能株式総数）<br>当会社の発行可能株式総数は 4,000 万株とする。<br>第７条（単元株式数）<br>当会社の単元株式数は、1,000 株とする。<br><br>（新　設） | 第６条（発行可能株式総数）<br>当会社の発行可能株式総数 400 万株とする。<br>第７条（単元株式数）<br>当会社の単元株式数は、100 株とする。<br><br>附則<br>本定款第６条及び第７条の変更は、平成 29 年 10 月１日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は平成 29 年 10 月１日の経過後、これを削除する。 |

４．日程

| | |
|---|---|
| 取締役会決議日 | 平成 29 年５月 10 日 |
| 定時株主総会開催日 | 平成 29 年６月 27 日 |
| 1,000 株単位での売買最終日 | 平成 29 年９月 26 日（予定） |
| 100 株単位での売買開始日 | 平成 29 年９月 27 日（予定） |
| 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月１日（予定） |

以　上

添付資料

（ご参考）　「単元株式数の変更及び株式併合に関するＱ＆Ａ」

（ご参考）　「単元株式数の変更及び株式併合に関するＱ＆Ａ」

Ｑ１．単元株式数の変更とはどのようなことですか？

Ａ１．　単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Ｑ２．株式併合とはどのようなことですか？

Ａ２．　株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では 10 株を１株に併合いたします。

Ｑ３．単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

Ａ３．　全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月１日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も名古屋証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10 株を１株に併合）を実施することといたしました。

Ｑ４．具体的なスケジュールはどうなりますか？

Ａ４．単元株式数の変更、株式併合に関するスケジュールは次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 平成 29 年５月 10 日 | 取締役会決議日 |
| 平成 29 年６月 27 日 | 定時株主総会開催日 |
| 平成 29 年９月 26 日（予定） | 1,000 株単位での売買最終日 |
| 平成 29 年９月 27 日（予定） | 100 株単位での売買開始日 |
| 平成 29 年 10 月１日（予定） | 単元株式数変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日 |

Ｑ５．単元株式数の変更、株式併合に関し、株主として何か手続きを行う必要がありますか？

Ａ５．　特段の手続は必要ありませんが、10 株に満たない株式をお持ちの株主様については、株式併合により１株未満の端数が生じることによる端数の処分が行われるため、これらの処分を望まない株主様は、効力発生日前に単元未満株式の買取りのご請求手続きをお取いただきますようお願い申し上げます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Ｑ６．株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

Ａ６．　株式併合後の株主様の所有株式数は、平成 29 年９月 30 日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に 10 分の１を乗じた数（１に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき１個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、所有株式数及び議決権は次のとおりになります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 所有株式数 | 議決権個数 | 所有株式数 | 議決権個数 | 端数株式 |
| 例① | 2,000 株 | 2 個 | 200 株 | 2 個 | なし |
| 例② | 1,024 株 | 1 個 | 102 株 | 1 個 | 0.4 株 |
| 例③ | 435 株 | なし | 43 株 | なし | 0.5 株 |
| 例④ | 9 株 | なし | なし | なし | 0.9 株 |

株式併合の結果、１株に満たない端数（以下、「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例②、③、④のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は平成 29 年 12 月頃にお送りすることを予定しております。

従いまして、効力発生前の所有株式数が 10 株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により、すべての所有株式が端数株式になり、株主としての地位を失うことになります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、単元未満株式につきましては従前と同様に、ご希望により「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Ｑ７．株式併合は資産価値にどのような影響がありますか？

Ａ７．　株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりがないことから、株式市況の動向など他の要因を除き、理論上、株主様がお持ちの株式の資産価値に変動はありません。これは株式の併合後、Ａ６に記載したとおり保有する株式の数は 10 分の１になりますが、１株当たりの純資産額は 10 倍になることによるものであります。

Ｑ８．配当はこれまでの 10 分の１しかもらえなくなるのですか？

Ａ８．　ご所有株式数は 10 分の１になりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して１株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、今後の業績や経営環境の変動など他の要因を除き、株式併合を理由にお受け取りになる配当の総額が変わるということはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数変更に関してご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人（兼　特別口座の口座管理機関）までお問い合わせください。

東京都千杉並区和泉二丁目８番４号
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）